

令和8年度原子力防災訓練運営業務委託仕様書

本仕様書は新潟県が実施する原子力防災訓練運営業務の委託にあたり、その仕様を定めるものである。

1 目的

本業務は、新潟県（以下「発注者」という。）が本年度実施する新潟県原子力防災訓練（以下「訓練」という。）について、良好事例、改善事項等を抽出すること等により、防災体制の実効性の確認及び新潟県原子力災害広域避難計画（以下「避難計画」という。）の実効性の向上に資することを目的とする。

2 訓練概要

（1）総合訓練

ア 本部運営等訓練

令和8年10月19日（月）から10月23日（金）までのうち発注者が別途定める一日に、新潟県庁及び柏崎刈羽原子力防災センター等において実施する。

イ 住民避難等訓練

令和8年10月20日（火）から10月25日（日）までのうち発注者が別途定める一日に、避難退域時検査会場、避難経路所及び避難所等において実施する。

ウ 放射線防護対策施設の屋内退避訓練

令和8年10月20日（火）から10月25日（日）までのうち発注者が別途定める一日に、原子力災害対策重点区域内において実施する。

（2）個別訓練

ア 航空機避難訓練

令和8年9月1日（火）から9月6日（日）までのうち発注者が別途定める一日に、原子力災害対策重点区域内において実施する。

イ 学校等における児童の保護者への引渡訓練

令和8年7月1日（水）から11月30日（月）までのうち発注者が別途定める日に、柏崎市内（5か所）、刈羽村内（1か所）において実施する。

ウ 緊急時モニタリング訓練

令和8年10月1日（木）から令和8年11月30日（月）までのうち、「2（1）ア 本部運営訓練」とは別日で、発注者が別途定める一日に、新潟県放射線監視センター等において実施する。

エ 緊急時モニタリング訓練（冬季）

令和8年12月1日（火）から令和9年1月31日（日）までのうち、発注者が別途定める一日に、新潟県放射線監視センター等において実施する。

オ 冬季訓練（自家用車避難訓練）

令和9年1月16日（土）から1月31日（日）までのうち発注者が別途定める一日に、避難退域時検査会場、避難経路所及び避難所等において実施する。

3 業務概要

受注者は、2に掲げる各訓練において、次の業務を行うこと。

(1) 総合訓練

ア 訓練前

- ・ 訓練シナリオ、訓練資料及び評価実施要領等を作成(発注者より過去の実績を提供)
- ・ 事前打合せ(10回程度・WEB会議を含む)、事前説明会出席

イ 訓練時

(ア) 訓練実施・運営(訓練統制補助、コントローラー業務等)

本部運営等訓練については、新潟県庁及び柏崎刈羽原子力防災センター等において、訓練統制補助及びコントローラー業務を実施する。

住民避難等訓練については、避難退域時検査会場、避難経由所及び避難所等において、訓練統制補助業務を実施する。

(イ) 訓練評価及び訓練実施状況記録

本部運営等訓練については、新潟県庁及び柏崎刈羽原子力防災センター等において、訓練評価及び訓練実施状況の記録を行う。

住民避難等訓練については、避難退域時検査会場、避難経由所及び避難所等において、訓練評価及び訓練実施状況の記録(映像記録を含む)を行う。

ウ 訓練後

- ・ アンケート結果及び訓練評価等のとりまとめ並びに訓練事後検討会における説明
- ・ 業務報告書の作成及び訓練結果を踏まえた改善提案

(2) 個別訓練

ア 訓練時

- ・ 訓練評価及び訓練実施状況の記録(映像記録を含む)

イ 訓練後

- ・ アンケート結果及び訓練評価等のとりまとめ
- ・ 業務報告書の作成及び訓練結果を踏まえた改善提案

4 訓練における業務内容

主要な訓練項目、場所、評価員数及びコントローラー要員数は以下のとおりとし、今後市町村など関係機関と調整の上、決定する。

(総合訓練)

訓練項目	主な訓練実施場所	評価員	コントローラー
① 県災害対策本部等運営訓練	新潟県庁	3人	8人
② オフサイトセンター運営訓練	柏崎刈羽原子力防災センター	3人	4人

③ 緊急時通信訓練	新潟県庁、柏崎刈羽原子力防災センター、市町村、柏崎刈羽原子力発電所	-	-
④ 放射線防護対策施設の屋内退避訓練・要配慮者の住民避難訓練	放射線防護対策施設（柏崎市内） 1か所程度 避難元社会福祉施設（柏崎市内） 1か所程度 避難先社会福祉視察（避難先市町村） 1か所程度 ※調整中	3人	-
⑤ P A Z内住民の避難訓練	避難市町村（柏崎市、刈羽村） 受入市町村（村上市） 避難経路所 受入市町村ごとに1か所 避難所 受入市町村ごとに2か所 ※調整中	2人	-
⑥ U P Z内住民の一時移転訓練	避難市町村（柏崎市、長岡市、上越市、見附市、小千谷市、十日町市、燕市、出雲崎町） 受入市町村（妙高市、上越市、村上市、十日町市、燕市、関川村） 避難経路所 受入市町村ごとに1か所 避難所 受入市町村ごとに1か所 ※調整中	7人	-
⑦ 物資搬送訓練	避難所 1か所程度 ※調整中	-	-
⑧ 安定ヨウ素剤緊急配布・予防服用訓練	避難市町村（柏崎市、刈羽村、長岡市、上越市、見附市、小千谷市、十日町市、燕市、出雲崎町） 一時集合場所 避難市町村ごとに1か所 避難退域時検査会場（上越市内）1か所 ※調整中	⑥、⑦、 ⑨兼務	-
⑨ 避難退域時検査・簡易除染訓練	避難退域時検査会場（上越市内）1か所 ※調整中	2人	-
⑩ 交通規制訓練	避難経路上（柏崎市又は刈羽村内） ※調整中	1人	-
⑪ 広報活動訓練	9市町村（柏崎市、刈羽村、長岡市、上越市、見附市、小千谷市、十日町市、燕市、出雲崎町）	-	-

※ ①～④については、本部運営訓練実施日に実施予定。

※ ⑤～⑪については、住民避難訓練実施日に実施予定。

(個別訓練)

訓練項目	主な訓練実施場所	評価員	コントローラー
⑫ 航空機避難訓練	避難市町村 (刈羽村) 受入市町村 (村上市) ※調整中	4人	-
⑬ 学校等における児童の保護者への引渡し訓練	学校等2カ所 (柏崎市内 5カ所のうち1カ所、 刈羽村内 1カ所)	4人	-
⑭ 緊急時モニタリング訓練	新潟県放射線監視センター、柏崎市内 2カ所程度 ※調整中	2人	-
⑮ 緊急時モニタリング訓練(冬季)	新潟県放射線監視センター、柏崎市内 2カ所程度 ※調整中	2人	-
⑯ 冬季訓練(自家用車避難訓練)	避難市町村 3市町村 ※調整中	3人	-

(1) 訓練準備

受注者は、訓練実施に必要なシナリオ及び各種資料を以下のとおり作成することとし、作成に当たっては、発注者が今後作成する訓練実施要領及び訓練想定資料(事象、事故進展に係る想定)のほか、

- ・「新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)」
- ・「新潟県原子力災害広域避難計画」
- ・「原子力災害対策指針」
- ・「原子力災害対策マニュアル」
- ・「原子力防災訓練ガイダンス 訓練の企画、実施、評価及び改善のあり方」(平成31年3月、内閣府(原子力防災担当))
- ・「原子力防災担当者のための訓練実務マニュアル<総合訓練編>」(平成31年3月、内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(地域防災・訓練担当)付)
- ・「原子力防災担当者のための訓練実務マニュアル<本部等運営訓練編>」(平成31年3月、内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(地域防災・訓練担当)付)
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて」(令和2年11月2日、内閣府政策統括官(原子力防災担当))

その他関連法令等の記載内容を熟知した上でこれを行うこと。

また、受注者は、各種資料を作成した際には、事前に発注者にこれを提出し、内容について確認及び承認を受けること。

なお、訓練に必要な資料の印刷は発注者が行う。

ア 訓練シナリオの作成

発注者が提供する訓練想定資料（事象、事故進展に係る想定）に基づき、新潟県の訓練シナリオを作成すること。

また、訓練シナリオは新潟県が既に整備を行っている原子力防災資機材（原子力防災ネットワーク等）を活用した内容とすること。

なお、訓練シナリオの提出期限については、発注者と受注者が十分な協議の上決定する。

また、受注者は訓練シナリオを作成した際は、事前に発注者へ提出し、内容について確認及び承認を受けること。

イ 訓練資料の作成

受注者は本訓練の実施に必要な以下の資料等の作成や修正等を行う。

- ・ 訓練資料
災害対策本部会議資料及び新潟県が発出する通知、指示等
- ・ 状況付与計画
状況付与一覧、状況付与カード、プレイヤーへの状況付与資料、回答付与資料等
- ・ 訓練実施規定

ウ 事前説明

訓練参加者への原子力災害時の防護措置及び訓練の概要を説明するため、事前説明会を開催するので、受注者は当該説明会に出席し、説明を行うこと。

また、当該説明会の資料（班別及び所属別の状況付与一覧など）についても発注者の指示により作成すること。

エ 訓練参観

住民避難訓練の内容を踏まえ、自治体関係者等の参観に対応する訓練参観計画を作成し、訓練参観者の取りまとめを行うこと。作成にあたっては、発注者の作成する訓練取材関連資料等をもとに、主要な内容を参観できるよう構成すること。

また、訓練当日の参観者対応（受付、引率を含む）を行い、バス（乗車定員40人程度以上）1台を調達すること（かかる費用は受注者がすべて負担）。

（2）訓練実施・運営

受注者は各訓練の当日に要員を派遣し、以下の業務に当たらせること。

なお、必要人数や業務内容の詳細については別途発注者と受注者が協議の上決定する。

ア 本部運営訓練

- ・ 発注者が行う訓練統制の補助業務（要員2人）
- ・ 新潟県庁や柏崎刈羽原子力防災センター等の拠点におけるコントローラー

業務（要員 12 人）

イ 住民避難訓練

- ・ 発注者が行う訓練統制の補助業務（各会場における評価員が兼務）

（3）訓練評価の実施

受注者はPDCAサイクルを念頭に、発注者の定める訓練目的に沿った主要訓練項目及び訓練内容に基づいて、緊急時活動の課題点の検証と改善を目的とした訓練評価を行うこと。

なお、評価に当たっては以下により実施すること。

ア 訓練評価要領等の作成

受注者は評価実施にあたり、評価時の着眼点や実施手法を記載した「評価実施要領」及び評価項目をチェックリスト化した「訓練評価シート」を作成すること。

また、受注者は作成したこれらの資料について、事前に発注者の確認・承認を受けること。

イ 評価員による評価の実施

受注者は訓練当日に評価員を派遣し、訓練実施要領等をもとに各訓練の実施状況について評価を行うこと。また、評価員は訓練評価とともに、訓練実施状況の写真を撮影すること。

なお、評価員の配置は次のとおり想定しているが、詳細な配置場所等は訓練実施要領等を踏まえ受注者と協議の上決定する。

（ア）本部運営訓練

新潟県庁（評価員 3 人）、柏崎刈羽原子力防災センター（評価員 3 人）

（イ）住民避難訓練

避難退域時検査会場（評価員 2 人）、一時集合場所、避難経路所、避難所、学校・保育所、放射線防護対策施設等（各会場評価員 1 人）

評価員については、事前に評価員の氏名及び経歴等を発注者に提示し、評価員として適切な経験、能力、知識及び評価技術があることの確認を受けること。

（ウ）学校等における児童の保護者への引渡訓練

当日訓練終了後、評価員から学校等に対し、訓練評価の概要を説明すること。

ウ アンケートの作成及び実施並びに集計

受注者は、訓練参加者（住民を含む。）に対して活動の理解度や目標の到達度合、訓練を通じて得られた課題・改善点などを問うアンケートを作成すること。

また、受注者は、アンケートを作成した際は、事前に発注者へ提出し内容について確認及び承認を受けること。

なお、当該アンケート用紙の配布並びに訓練参加者への配布及び回収は発注者で行うので、受注者はアンケート結果について取りまとめ、分析を行うこと。

発注者側で防災DXアプリ等のアンケートを作成する場合、当該アンケート同様、受注者はアンケート結果について取りまとめ、分析を行うこと。

エ 評価結果等の報告

受注者は評価員による評価結果、訓練参加者から回収したアンケート等を集計した上で、11月下旬に開催する訓練事後検討会に出席しこれを報告する。

なお、説明に当たっては、良好な点及び改善を要する点を分けて指摘し、改善を要する点については、具体的な改善方法を併せて説明すること。

(4) 訓練実施状況の記録

受注者は、訓練実施状況の映像記録を行うこと。

5 個別訓練における業務内容

(1) 評価員による評価の実施

受注者は、2(2)個別訓練に示す訓練箇所に評価員を派遣し、訓練実施要領等をもとに各訓練の実施状況について評価を行うこと。

また、評価員は訓練評価とともに、訓練実施状況の写真を撮影すること。

(2) 訓練実施状況の記録

受注者は訓練実施状況の映像記録を行うこと。なお、映像記録については、複数回実施する訓練の場合、発注者が指定する訓練箇所の撮影を行うこと。

(3) アンケートの作成及び実施並びに集計

受注者は、訓練参加者に対して活動の理解度や目標の到達度合、訓練を通じて得られた課題・改善点などを問うアンケートを作成すること。

また、受注者は、アンケートを作成した際は、事前に発注者へ提出し内容について確認及び承認を受けること。

なお、当該アンケートの訓練参加者への配布及び回収は発注者で行うので、受注者はアンケート結果について取りまとめ、分析を行うこと。

6 映像記録の制作

映像記録の制作にあたっては、訓練実施主体となる発注者に対して、事前に映像の構成イメージ及び撮影ポイントの確認、撮影の承諾を行うこと。

受注者は、総合訓練及び個別訓練で記録した映像、発注者から提供する訓練資料等をもとに、下記の動画制作を行うこと。

- ・普及啓発を目的とした住民向け訓練映像（15分程度の動画及び各訓練項目ごとに分割した動画）
 - ・災害対応力の向上を目的とした県災害対策本部要員向け訓練映像（20分程度）
- また、校正及びナレーション原稿は3回程度発注者による校正を行う。

7 業務報告書の作成

(1) 報告書の作成・提出

受注者は実施概要、目次、総合訓練及び個別訓練の評価結果並びにアンケートの集計結果をまとめた報告書を作成すること。

また、報告書については、中間報告及び最終報告を作成することとし、11(3)

に示す納期までに発注者の確認を受け、発注者が必要と認める場合は修正を行った後に改めて提出を行うこと。

(2) 訓練結果を踏まえた改善提案

訓練事後検討会の結果等に基づき新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）等の計画類に反映させるべき内容があれば、その内容を盛り込んだ上で提出すること。

8 委託期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

9 業務実施体制

受注者は本業務の実施にあたり、業務実施責任者を1人選任すること。

また、業務実施責任者とは別に、訓練シナリオ作成業務責任者を1人選任すること。

なお、訓練シナリオ作成業務責任者については、事前に氏名及び経歴等を発注者に提示し、当該業務に係る適切な経験、能力、知識等があることの確認を受けること。

10 業務計画書

受注者は、業務の開始に当たり、契約後速やかに業務計画書を作成のうえ、発注者に提出し、承認を得ること。

なお、業務計画書には、以下の内容を記載すること。

- ア 実施責任者及び訓練シナリオ作成業務責任者並びに連絡窓口
- イ 実施体制表
- ウ 工程表
- エ 打合せ計画
- オ 業務品質の確保
- カ 成果物一覧
- キ その他発注者が必要と認める事項

11 成果物の納入

(1) 成果物

業務報告書（印刷物）10部

※ 当該電子ファイル並びに訓練記録映像及び写真（DVD等の電子媒体）、総合訓練及び個別訓練概要、訓練評価結果、参加者アンケートの集計結果、訓練状況の写真を収録し、インデックスを付けること。表紙及び裏表紙は厚紙とし、並製本（無線綴じ）とすること。

(2) 納入場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県防災局原子力安全対策課

(3) 納期

令和9年3月26日(金)

12 著作権等

(1) 受注者は、業務の実施に当たり第三者の知的財産権や著作権に属するものを使用する場合、受注者の責任と負担において必要な権利を取得すること。

また、万一、第三者から異議求償等の申出があったときは、受注者の責任と負担において解決すること。

(2) 本業務の実施により得られた一切の成果物に係る権利は、受注者が発注者に無償で譲渡するものとする。

13 機密の保持

受注者は、業務の実施に当たり知り得た一切の事項を、業務の実施期間満了後においても、第三者に公表若しくは漏えいしてはならない。

また、受注者は業務を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合は、当該受託者に対して、機密の保持を徹底するよう適切に指示・監督しなければならない。

14 安全管理

受注者は、業務の実施に当たり、「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）」など安全に関する諸法規（条例を含む。）を遵守し、労働災害の絶無に努めなければならない。

業務実施上発生した災害については、全て受注者が自己の責任と負担で処理するものとする。

15 感染症対策

受注者は、評価員等への感染症対策について、発注者と協議し対策を講じることとする。

16 資料提供

(1) 受注者から本業務遂行にあたり発注者の保有する資料等（以下「資料等」という。）の提供要請があった場合は、発注者は内容を確認の上これらの資料等について可能な限り提供を行う。

(2) 受注者は、発注者から提供された資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管しなければならない。

また、発注者は資料等を本業務以外の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(3) 受注者は、本契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となったときは、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

17 契約不適合責任

- (1) 本業務の検査完了後、契約の内容に適合しないものが発見された場合、受注者は無償で補修・追完を行うものとする。
- (2) (1) による受注者の責任は、本業務の検査完了から 12 か月以内に発注者から請求があった場合に限る。

18 損害賠償

受注者は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

19 調査等

発注者は必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

20 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

21 疑義

本仕様書に記載のない事項及び本業務の実施に当たり疑義が生じた場合については、発注者と受注者の協議により決定するものとする。